Ⅰ　指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1　訪問介護費

基本部分		注 身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	注 2級サービス提供責任者を配置している場合(※)	注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 2人の訪問介護員等による場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算	注 特別地域訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 20分未満 (170単位)		×90／100	×90／100	×200／100	夜間又は早朝の場合 +25／100 深夜の場合 +50／100	特定事業所加算(Ⅰ) +20／100 特定事業所加算(Ⅱ) +10／100 特定事業所加算(Ⅲ) +10／100	+15／100	+10／100	+5／100	1回につき +100単位
	(2) 20分以上30分未満 (254単位)	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+70単位(210単位を限度)									
	(3) 30分以上1時間未満 (402単位)										
	(4) 1時間以上 (584単位に30分を増すごとに+83単位)										
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (190単位)										
	(2) 45分以上 (235単位)										
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 100単位)											

ニ 初回加算 (1月につき +200単位)	
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)	
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40／1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき (1)の90／100)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき (1)の80／100)

注
所定単位は、イからホまでにより算定 した単位数の合計

：　特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※平成24年3月31日時点で、現にサービス提供責任者として従事する2級訪問介護員が、平成25年3月31日までに介護福祉士の資格取得又は実務者研修、介護職員基礎研修若しくは1級訪問介護員研修を修了する
ことが確実に見込まれる旨を都道府県に届け出ている場合は、平成25年3月31日までの間、当該サービス提供責任者が従事する指定訪問介護事業所に対する減算を行わない。

2　訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1，250単位)	×95／100	×70／100	×90／100	+15／100	+10／100	+5／100

ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +24単位)	
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18／1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90／100)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80／100)

注
所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計

：　特別地域訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

［脚注］
1. 単位数算定記号の説明
+○○単位　⇒　所定単位数 ＋ ○○単位
－○○単位　⇒　所定単位数 － ○○単位
×○○／100　⇒　所定単位数 × ○○／100
+○○／100　⇒　所定単位数 ＋ 所定単位数×○○／100